

質問への回答書

業務の名称	令和8年度（2026年度）「電話で『お金』詐欺」被害防止広報啓発業務
-------	------------------------------------

（質問内容）

以前に制作された既存の「ワルモン」のビジュアルは使用できるのか

（回答内容）

使用可能です。

（質問内容）

「ワルモン」を用いて過去に制作された映像の活用や使用について

（回答内容）

ワルモンのみ露出しているビジュアル映像箇所であれば、使用可能です。

（質問内容）

映像制作において「ワルモン」に声をあてるような構成にしてもよいか

（回答内容）

提案可能です。

（質問内容）

既存以外で「ワルモン」の別構図のイラストを制作したい場合の対応方法
(既存の「ワルモン」を制作した場所に依頼する、自社で制作が可能など)

（回答内容）

貴社で製作可能です。

（質問内容）

マスコットの「ワルモン」を使用する際の許可や料金について

（回答内容）

着ぐるみは当課管理の物品であり貸出しはしませんが、着ぐるみを使用する提案は可能です。

使用に関して料金はかかりません。

(質問内容)

以前に制作された配布物やグッズの制作個数（制作事例がある場合）

(回答内容)

制作物としては、広報啓発チラシ、ポスター等があります。

個数等の詳細は、他社の手法等に関する部分ですので、回答は差し控えます。

(質問内容)

2026年9月でワルモンが誕生して1年経過すると思うが、本業務以外でこの時期にワルモンを活用したイベント等の予定はあるか。

(回答内容)

現時点、未定です。

1周年イベント等の提案は可能です。

(質問内容)

ワルモンを実写またはイラスト等で利用する際に、くまモンのように「利用の手引き」など制約はあるか。（イラストは登録されたものしか使用できない、オリジナルのイラストは使用できない、アニメーションで動かすことは禁止、喋らせる・吹き出しをつけることは禁止など）

(回答内容)

「利用の手引き」等による制限はありません。

(質問内容)

ワルモンをメディアコンテンツに利用する際、使用許諾など必要か。必要な場合は許諾の流れ、許可が下りるまでの期間を知りたい。

(回答内容)

ワルモンに関する著作権等は当課が保有していますので、提案に際して使用許諾申請等は不要です。

(質問内容)

貴課で管理しているSNSアカウントがあれば教えていただきたい。

(回答内容)

当課で管理しているSNSアカウントは、以下のとおりです。

Xのアカウント アカウント名「熊本県警察本部犯罪抑止対策室」

ユーザー名 @kumapp_hanyoku

(質問内容)

メディアの選定と予算組み、高い効果が見込める回数提案のために2025年度に実施された広報内容と実績を知りたい。

(SNS広告ならディスプレイ広告等配信種類・表示回数・街頭ビジョンやサイネージなら配信期間など。広告内容については写真つきで見せていただきたい。)

(回答内容)

昨年度、広報啓発事業を実施した他社の手法等に関する部分ですので、回答は差し控えます。

なお、昨年度のワルモンを使用した広報内容は、当課管理のSNSアカウントで確認することができます。